

鋼 船 規 則

鋼 船 規 則 檢 査 要 領

B 編

船級検査

鋼船規則 B 編

鋼船規則検査要領 B 編

2021 年 第 2 回 一部改正

2021 年 第 2 回 一部改正

2021 年 12 月 27 日 規則 第 54 号／達 第 51 号

2021 年 7 月 28 日 技術委員会 審議

2021 年 12 月 16 日 国土交通大臣 認可

ClassNK

一般財団法人 日本海事協会

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

鋼 船 規 則

規
則

B 編

船級検査

2021 年 第 2 回 一部改正

2021 年 12 月 27 日 規則 第 54 号

2021 年 7 月 28 日 技術委員会 審議

2021 年 12 月 16 日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

2021 年 12 月 27 日 規則 第 54 号
鋼船規則の一部を改正する規則

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

B 編 船級検査

3 章 年次検査

3.2 船体，艀装，消火設備及び備品の年次検査

3.2.2 現状検査*

年次検査では，表 **B3.2** に掲げる船体，艀装，消火設備及び備品について，現状検査を行う。

表 B3.2 を次のように改める。

表 B3.2 現状検査

検査項目	検査内容
1 外板	・ 喫水線上の目視可能な範囲内で、現状良好であることを確認する。
2 暴露甲板	
3 甲板及び舷側の諸口	・ 乾舷甲板及び船楼甲板上の貨物倉口、その他の倉口及びその他の開口の風雨密の閉鎖装置について、現状良好であることを確認する。 ・ 乾舷甲板下の船側にある全ての出入り口（舷門及び載貨門等）の閉鎖装置の水密保全性について、現状良好であることを確認する。 ・ 舷窓及び内蓋について、現状良好であることを確認する。
4 機関室囲壁	・ 機関室囲壁及びその出入口並びに焚火口室及び主機室天窓とそれらの閉鎖装置について、現状良好であることを確認する。
5 通風筒	・ 通風筒及びその縁材並びに閉鎖装置について、現状良好であることを確認する。
6 空気管	・ 空気管及びその閉鎖装置について、現状良好であることを確認する。 ・ 閉鎖装置にあっては、その状態に応じて、開放を要求することがある。
7 水密隔壁、船楼端隔壁及び甲板室等	・ 水密隔壁の水密戸、各種貫通部及び止水弁並びに乾舷甲板下の場所に通じる昇降口を保護する甲板室又は昇降口室の出入口の閉鎖装置について、現状良好であることを確認する。 ・ 船楼端隔壁及びその開口について、現状良好であることを確認する。
8 満載喫水線	・ 満載喫水線の標示が適当であるか否かを確認する。
9 ブルワーク	・ ブルワーク及びその放水口の扉並びにヒンジ及び欄干について、現状良好であることを確認する。
10 交通設備	・ 手摺り、ギャングウェイ、歩路及びその他の船員の保護のための設備並びに船員の安全な交通のための設備について、現状良好であることを確認する。
11 排水管, 吸入管, 排出管, 灰棄筒, ちり棄筒等及びそれらの弁	・ 排水管, 吸入管, 排出管及びそれらの弁装置について、現状良好であることを確認する。 ・ 灰棄筒及びちり棄筒等並びにそれらの弁装置について、現状良好であることを確認する。
12 甲板上木材積付設備	・ 木材乾舷の標示の有無にかかわらず、甲板上に設置されている積付及び固定のための設備について、現状良好であることを確認する。
13 揚錨・係船装置	・ これらの所属具を含み、視認できる範囲内で現状良好であることを確認する。 ・ 錨鎖庫及び錨鎖管への水の浸入を最小化するための閉鎖装置について、現状良好であることを確認する。
14 消火設備	・ 固定式消火装置、移動式及び持運び式消火器、消防員装具、非常用消火ポンプ並びに国際陸上施設連結具の保守管理状況を確認する他、消火設備全般について現状良好であることを確認する。
15 防火構造及び脱出設備	・ 前回検査時から、変更がないことを確認する。（非常脱出用呼吸具の設置状況の確認を含む。）
16 帆類	・ 所定の位置に取付け展開できるように準備した状態で、現状良好であることを確認する。
17 曳航及び係留設備	・ C 編 27.2.2, C 編 27.2.3, CS 編 23.2.2 又は CS 編 23.2.3 の規定により曳航設備に安全曳航荷重（TOW）又は係留設備に安全使用荷重（SWL）が明示されていること並びに当該設備について現状良好であることを確認する。
18 積付計算機	・ C 編 34.1.1 及び 34.3.2 の規定により積付計算機の備付けが要求される船舶について、その管理状況を検査する。
19 C 編 23.8 に規定する船員の業務のためのはしご及びステップ等	・ 現状良好であることを確認する。
20 船舶識別番号	・ 船舶識別番号の標示が要求される船舶について、その標示状態が現状良好であることを確認する。
21 乗降設備	・ 現状良好であることを確認する。
22 バウドア, 内扉, サイドドア及びスタンドア	・ 現状良好であることを確認する。
23 耳保護具	・ 現状良好であることを確認する。
24 可搬式ガス検知器	・ 可搬式ガス検知器について、現状良好であることを確認する。（校正の記録の確認を含む。）

25 ヘリコプタ施設	・ ヘリコプタ甲板, 脱出設備, 消火装置及び給油・格納設備について, 現状良好であること及び運航手引書が備え付けられていることを確認する。
26 危険物の運送に対する特別な措置	・ 該当する場合, 電気設備及び配線, 通風装置, 完全防護服及び持運び式消火器の確認を含む, 危険物の運送に対する特別な措置について, 現状良好であることを確認する。
タンカー, 危険化学品ばら積船及び液化ガスばら積船に対する追加要件	
27 管装置	・ 貨物ポンプ室内, 貨物圧縮機室内及び暴露した甲板上の貨物管装置, 通気装置, パージ装置, ガスフリー装置及びイナートガス装置その他すべての管装置について, 現状良好であることを確認する。 ・ 船体と貨物管装置(貨物管, ベント管, タンク洗浄管等)との接地について, 現状良好であることを確認する。
28 貨物タンク	・ 貨物タンクの開口及びそのガスケット, 蓋, 縁材及びスクリーンについて, 現状良好であることを確認する。 ・ 貨物タンクに備える PV 弁及び火炎侵入防止装置について, 現状良好であることを確認する。 ・ 貨物タンクの通気装置, 貨物タンクのパージ及びガスフリー装置並びその他の通気装置について, 現状良好であることを確認する。 ・ 船体と貨物タンクとの接地について, 現状良好であることを確認する。
29 火炎侵入防止金網	・ 実行可能な限り, 燃料油タンク, オイリーバラストタンク, オイリースロップタンク及びボイドスペースの空気の火炎侵入防止金網について, 現状良好であることを確認する。
30 安全な交通のための設備	・ 船首への安全な交通のための設備について, 現状良好であることを確認する。
31 非常曳航設備	・ 載貨重量が 20,000 トン以上の船舶に備える非常曳航設備について, 現状良好であることを確認する。
建造後 10 年を超えるばら積貨物船に対する追加要件	
32 貨物倉内の管装置	・ 船外排出管を含む貨物倉内にあるすべての管装置について, 現状良好であることを確認する。
建造後 15 年を超える総トン数が 500 トン以上の一般乾貨物船に対する追加要件	
33 貨物倉内の管装置	・ 船外排出管を含む貨物倉内にあるすべての管装置について, 現状良好であることを確認する。
<u>コンテナ運搬船に対する追加要件</u>	
34 強力甲板及びハッチサイドコーミング(頂板及び縦通防撓材を含む)の船体ブロック間のバット継手	・ <u>規則 C 編 32.13 の規定の適用を受ける極厚鋼板を使用するコンテナ運搬船においては, 実行可能な範囲で, 現状良好であることを確認する。</u>

(備考)

以前の検査において認められた疑わしい箇所について検査を行うこと。

5 章 定期検査

5.2 船体、艤装、消火設備及び備品の定期検査

5.2.2 現状検査*

-5.として次の1項を加える。

-5. 規則 C 編 32.13 の規定の適用を受ける極厚鋼板を使用するコンテナ運搬船の定期検査では、-1.によるほか、強力甲板、ハッチサイドコーミング（頂板及び縦通防撓材を含む）、舷側厚板及び縦通隔壁（強力甲板に隣接する一条のみ）の船体ブロック間のバット継手について、可能な限り両面から検査する。なお、検査の結果、検査員が必要と認める場合、追加の非破壊検査を要求する場合がある。

9 章 機関計画検査

9.1 機関計画検査

9.1.5 定期的な検査*

(1)を次のように改める。

9.1.2 から 9.1.4 に規定する検査に代えて、1.1.3 に規定する中間検査及び定期検査の時期に、次の(1)及び(2)に規定する検査とすることができる。また、これらの時期以外に手入れ等のため、船主が自主的に機関等について開放した場合は、必要に応じ検査を行う。この場合、1.1.6-6.を準用することができる。

- (1) 中間検査時には、表 B9.2 に掲げる検査を行い、良好な状態であることを確認する。また、各種二重装置を備える場合は、いずれか一方の検査にとどめて差し支えない。ただし、製造後 11 年未満の内燃機関にあっては、点検・整備記録、事情聴取等から判断して、検査員が差し支えないと認める場合には、表 B9.2 に掲げる検査に代えて、本会が別に定める効力試験（原則として海上試運転）とすることができる。

((2)は省略)

附 則

1. この規則は、2021 年 12 月 27 日から施行する。

鋼船規則検査要領

B 編

船級検査

要
領

2021 年 第 2 回 一部改正

2021 年 12 月 27 日 達 第 51 号

2021 年 7 月 28 日 技術委員会 審議

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

B 編 船級検査

改正その 1

B2 登録検査

B2.1 製造中登録検査

B2.1.4 工事の検査

-4.を次のように改める。

-4. 規則 B 編 2.1.4-1.(8)にいう消火設備の検査においては、次のことを行う。ただし、船内において、性能の確認が容易でないと認められる場合には、製造工場における本会検査員による検査に代えることができる。

((1)から(2)は省略)

(3) 消火装置、火災探知装置及び手動火災警報装置

((a)から(b)は省略)

(c) 固定式泡消火装置、固定式高膨脹泡消火装置~~及び~~、固定式甲板泡装置及びヘリコプタ甲板及びヘリコプタ着船場所の泡消火装置（ヘリコプタ着船場所に備える持運び式泡放射器を除く。）

i) 固定式甲板泡装置~~及び~~、固定式泡消火装置~~（固定式高膨脹泡消火装置を除く。）~~及びヘリコプタ甲板及びヘリコプタ着船場所の泡消火装置（ヘリコプタ着船場所に備える持運び式泡放射器を除く。）

1) 送水管の通水試験を行い、その効力を確認する。

2) 泡の放出試験を行い、その効力を確認する。ただし、次の a) から c) のいずれかに該当する場合にはこの限りでない。

a) 船舶安全法第六条第 3 項（予備検査）又は第六条の四第 1 項（型式承認）の規定に基づく検査又は検定に合格したもの

b) 一般財団法人日本舶用品検定協会の行う検定に合格したもの

c) 前(1)及び(2)に掲げるものと同等の効力があると認められるもの

ii) 固定式高膨脹泡消火装置

規則 R 編 26.3.5 及び検査要領 R 26.3.5 に規定される試験を行い、その効力を確認する。

((d)から(j)は省略)

~~(4c) ヘリコプタ甲板及びヘリコプタ着船場所の泡消火装置（ヘリコプタ着船場所に備える持運び式泡放射器を除く。）~~

- ~~i) 送水管の通水試験を行い、その効力を確認する。~~
- ~~ii) 泡の放出試験を行い、その効力を確認する。ただし、次の 1) 及び 2) に掲げる事項を確認できる場合は、泡を放出することを要しない。~~
 - ~~1) 海水と泡原液が適当な比率で混合されることを確認する。~~
 - ~~2) 前 i) に規定する試験を行い、流体が放出口から放出できることを確認する。~~

B9 機関計画検査

B9.1 機関計画検査

B9.1.5 を次のように改める。

B9.1.5 定期的な検査

規則 B 編 9.1.5(1)にいう「本会が別に定める効力試験（原則として海上試運転）」とは、次の(1)から(13)に掲げる項目について計測を行い、適当であることを確認する海上試運転をいう。ただし、本会が適当と認める場合、計測項目はこの限りではない。なお、入渠前に上記の各項目が事前に計測され、機関長及び船舶所有者又は船長による署名、~~押印~~の上、提出された場合、当該データが適当であることが確認できれば、上記の試験に代えて係留運転として差し支えない。

((1)から(13)は省略)

附 則（改正その 1）

1. この達は、2021 年 12 月 27 日から施行する。

B8 プロペラ軸及び船尾管軸の検査

B8.1 プロペラ軸及び船尾管軸の検査

B8.1.2 部分検査

-1.(2)を次のように改める。

-1. 規則 B 編 8.1.2-1.(2)(b)i)でいう「本会が適当と認める管理基準値」とは、次の(1)及び(2)に示す基準値をいう。

(1)は省略)

(2) IR 酸化度及び分離水に対する次の上限値。ただし、環境適合潤滑油 (EAL) の場合には、次の(a)にかかわらず、順次実施した潤滑油分析の試験結果に基づき、全酸化度 (TAN) , 粘度及び変色等のトレンドを確認することとして差し支えない。なお、全酸化度 (TAN) のトレンドを確認する際は、オイルメーカーが定める基準値に基づいて、順次実施すること。

(a) IR 酸化度@5.85 μm : 10 (Abs.unit/cm)

(b) 分離水 : 1.0 %

表 B8.1.3-1.を次のように改める。

表 B8.1.3-1. プロペラ軸系に予防保全管理方式を採用する場合の取扱い

項目	要領
1. 適用	(省略)
2. 申込	(省略)
3. 承認・付記	(省略)
4. 承認基準	(省略)
5. 承認後の取扱い	(-1.から-3.は省略) -4. 船舶は、規則 B 編 1.1.3-1.(6)(a)i)に規定する検査期限日^(注1)^(注2)までに、次の(1)から(4)に規定する検査の結果が良好であることを確認した上で、規則 B 編 8.1.2-1.(1)(a)から(i)に規定する部分検査を実施する^(注3)^(注4)。ただし、キーレス構造の場合には、少なくとも 15 年毎に、部分検査を表 B8.1 第 2 及び 9 項の検査とともに行うか、規則 B 編 8.1.1 に規定する開放検査を行う必要がある^(注5)^(注6)。いずれの場合でも、次の(1)から(4)に規定する検査又は部分検査の結果が良好でない場合、規則 B 編 8.1.1 に規定する開放検査を行う。 (1) サービスレコード (4-3.(2)及び(3)の事項を含むもの。)を確認する。 (2) 潤滑油分析の試験報告書により、4-3.に規定する潤滑油の分析に関する管理基準値を満足していることを確認する。ただし、環境適合潤滑油 (EAL) の場合には、4-3.に規定する潤滑油の分析に関する管理基準値にかかわらず、順次実施した潤滑油分析の試験結果に基づき、全酸化度 (TAN) , 粘度及び変色等のトレンドを確認することとして差し支えない。なお、全酸化度 (TAN) のトレンドを確認する際は、オイルメーカーが定める基準値に基づいて、順次実施すること。 (3) 試料油検査を行う。 (4) 軸及び/又はプロペラにグライнда又は溶接による補修の報告が無いことを確認する。
6. 承認の取消し	(省略)

((注) は省略)

B9 機関計画検査

B9.1 機関計画検査

B9.1.4 機関状態監視保全検査（CBM）

-5.(2)を次のように改める。

-5. 機関状態監視保全検査の承認

機関状態監視保全検査の承認の基準は次のとおりとする。

((1)は省略)

(2) 状態監視システム

状態監視システムは，次の**(a)**から**(h)**の要件を満足すること。状態監視システムを変更する場合には本会の承認を得ること。

((a)は省略)

(b) コンピュータのハードウェア及びソフトウェアは **B9.1.3-4.(5)(a)**から**(e)**及び鋼船規則 D 編附属書 ~~D18.1.1~~「コンピュータシステム」の規定に適合したものであること。

((c)から(h)は省略)

((3)から(7)は省略)

附属書 B1.2.2-2. 貨物固縛マニュアルの準備のための指針

1.4 非標準化貨物及び準標準化貨物の積付け及び固縛

1.4.3 各種貨物ユニット，車両及びプラント類に対する取り外し可能な固縛用具の使用

-1.を次のように改める。

-1. 本項では，CSS コードの Annex 13 に反映されている下記の要因を考慮して，取り外し可能な固縛用具の正しい適用について船長の注意を喚起すること。

- (1) 航海期間
- (2) 非固定式固縛設備の最低使用温度に関する当該航海の地理的条件
- (3) 予想される海象
- (4) 当該船舶の寸法，設計及び特性
- (5) 航海中の予想される静的及び動的力
- (6) 貨物の種類と包装形態
- (7) 貨物の予定積載パターン
- (8) 貨物の質量及び寸法

(-2.及び-3.は省略)

-4.として次の1項を加える。

-4. 天候に応じた固縛を行う場合は，CSS コードの Annex 13 に従って運用手順を作成すること。

附 則（改正その2）

1. この達しは，2022 年 1 月 1 日から施行する。